

遠隔教育について実施すべき事項が示される！

〈新型コロナウイルス感染症対応による教育の機会確保のために〉

令和2年4月7日、政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」を閣議決定した。施策の中には、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、遠隔教育を行う際の柔軟な運用についても触れられている。以下にその内容を示す。

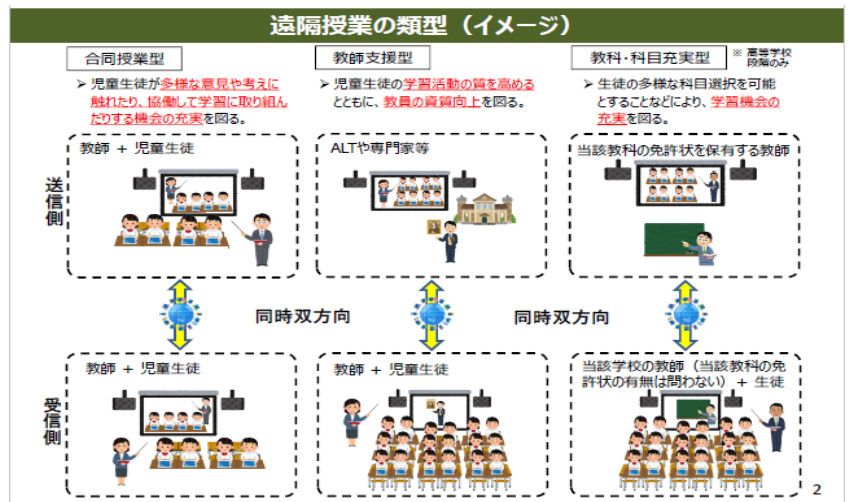
遠隔教育を行う際の柔軟な運用（全日教連要約・抜粋）

〔遠隔授業の要件見直し〕

文部科学省は、右図のような遠隔授業の類型を挙げているが、いずれも受信側に教師がいることが必須条件となっている。



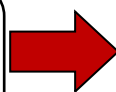
自宅で児童生徒1人で学習可能



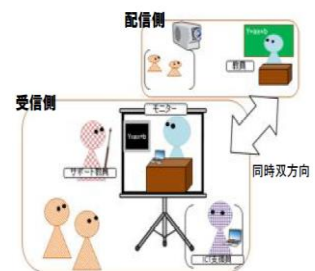
- ① 受け手側に教師がいなくても授業として認める
- ② 同時双方向以外のオンライン上の教育コンテンツ利用を授業として認める

〔単位取得数の制限緩和（高等学校）〕

現在の遠隔授業の要件（一部）
教育課程
・ 74 単位のうち、**36 単位を上限**
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を実施



単位数の上限
36単位を緩和



※ 本資料の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。

https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf



新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、再び臨時休業を行う地域も存在する。このような地域において、教育課程を実施していくために遠隔授業の要件見直しはやむを得ない措置である。しかし、「授業として認める」からこそ、質（学習指導要領の柱である「主体的・対話的で深い学び」）が担保されたものでなければならない。また、GIGAスクール構想の前倒しが閣議決定されたが、地域間格差なく迅速に環境を整備することが必要である。これは、PC等端末の整備状況が4.4人/台である高等学校も同様である（令和元年12月：平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果【確定値】）。加えて、受信者側への教師の配置の見直し、「1人の教師が大人数を教えることも可能」として、将来における教職員定数削減のエビデンスに用いられてはならない。

全日教連は、ICTを活用した遠隔授業について、教員が授業において学習のねらいを達成するために用いる一手段であるという立場である。今回の要件見直しについても、緊急対応を前提とし、先に述べた課題解決に向け、遠隔授業の質向上に繋がる施策推進や、全ての地域で格差無く遠隔授業を実施できる環境の早期整備等を関係省庁に要望していく。また、単位取得数の制限緩和については、全日教連専門部（高等学校部）委員と連携し、現場の声を集め要望に生かしていく。